

長 建 産 発 第 2 7 号
令 和 4 年 6 月 6 日

会 員 各 位

長 崎 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、全国建産連を通じ、同省不動産・建設経済局長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。